

埼玉県立大学進路相談規程

平成22年4月1日

規程第104号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学の学生（大学院の学生を除く。）の就職と進学（以下「進路」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(進路担当教員)

第2条 学生の職業紹介並びに進路に関する相談及び助言を行うため、進路担当教員を置く。

2 進路担当教員は、各学科長又は研究科長が指名する。

3 進路担当教員の任期は2年とする。ただし、補欠の担当教員の任期は前任者の残任期間とする。

4 進路担当教員は、再任されることができる。

(職業紹介事業)

第3条 本学は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき、無料の職業紹介事業を行う。

2 学生の職業紹介事業に関する業務は、進路担当教員及び事務局学生・就職支援担当（以下「進路担当教員等」という。）が行う。

3 前項の職業紹介事業に関する業務を行う者は、その業務を行うに当たって、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業等を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

(求人)

第4条 求人の申込みに関する事務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

2 求人の申込み内容が法令に違反しているとき、又は雇用条件が不適當であると認められるときは、受理しないものとする。

3 求人の申込みを受理したときは、求人内容、募集要項等を本学の就職支援システム上又は本学の所定の場所で閲覧できるようにする。

(求職)

第5条 学生が提示された求人先に就職を希望する場合、進路担当教員等は、必要に応じて相談及び助言等を行うものとする。

(推薦書等の交付)

第6条 就職又は進学のため、推薦書、内申書、調査書等の交付を希望する学生は、交付を希望する日の2週間前までに、「推薦書等交付願（様式第2号）」を事務局学生・就職支援担当に提出し、その交付を受けることができる。

(守秘義務)

第7条 職業紹介並びに進路の相談上知り得た学生並びに求人先の秘密は、他に漏らしてはならない。

(進路決定届)

第8条 就職又は進学が決定した学生は、速やかに進路決定の届出を事務局学生・就職支援担当に提出しなければならない。

2 進路決定の届出は、本学の就職支援システムにおいて行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

推薦書等交付願

年 月 日

（あて先）
埼玉県立大学長

学科・専修名 _____（ 年次）

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

年 月 日生

現 住 所 _____

下記のとおり交付くださるようお願いします。

記

書類の名称	推薦書	内申書	調査書	その他（ ）
交 付 数	通	通	通	通
使 用 目 的				
提 出 先	（提出期限： 月 日）			
	（提出期限： 月 日）			
	（提出期限： 月 日）			
卒業・修了	年3月 卒業・修了予定			
教 員 名				

※1 所定の用紙があるときは、その用紙を添付すること。

※2 所定の用紙に学業成績を記入する欄があるときは、別途、成績証明書の交付を受けること。（大学では、直接記入しないため）